「固定資産現所有者申告書」記載・提出の手引き

1 現所有者とは

- (1) 固定資産税・都市計画税(以下、「固定資産税」という。)は、賦課期日(毎年1月1日)現在、登記名義人又は土地・家屋補充課税台帳に登録されている方(以下、「所有者」という。)に課税することになります。
- (2) 所有者が死亡している場合には、その土地又は家屋を現に所有している者(現所有者、主として相続人)が、固定資産税の納税義務者となります。
- (3) 共有で相続した場合や遺産分割が完了していない場合は、現所有者が複数になりますので、代表者を選んでいただきます。(遺産分割が完了するまでは、当該固定資産は相続人全員の共有となり、その固定資産税は相続人全員が連帯して納税義務を負うことになります。)

※この申告は納税義務者を変更するもので、相続登記や相続税の申告とは関係ありません。遺産分割協議が終了しましたら、すみやかに法務局で相続登記の手続きをしていただきますようお願いいたします。相続登記後は、賦課期日において、新たに登記簿に搭載された所有者が、納税義務者となります。

※未登記家屋の所有者変更につきましては、別途「未登記家屋所有者変更届」の提出が必要になります。

2 添付書類

- ・被相続人の戸籍(除籍)謄本(生まれてから亡くなるまでのもの)
- ・申告書に記載された内容が法定相続と異なる相続の場合は、遺産分割協議書・遺言書(公正証書又は検認済みのもの)・指定相続・特別受益者・寄与分などの相続内容を証する書類

※すべてコピー可

3 提出期限

現所有者であることを知った日(一般的には被相続人が亡くなった日)の翌日から3カ月以内

4 提出方法

窓口又は郵送

<お問い合わせ・提出先>

所沢市役所財務部資産税課

₹359-8501

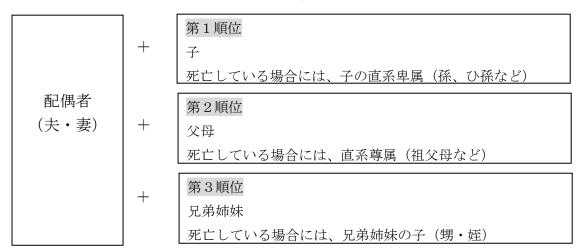
所沢市並木1丁目1番地1

TEL: 04-2998-9068

e-mail: a9068@city.tokorozawa.lg.jp

一般的な相続人は次の3通りになります。

子



※ 配偶者は常に相続人となり、父母(第2順位)と兄弟姉妹(第3順位)は前の順位 の相続人がいない場合にのみ相続人となります。

ただし、子が死亡している場合には子の直系卑属(子や孫など)が、父母が死亡している場合には父母の直系尊属が、兄弟姉妹が死亡している場合には兄弟姉妹の子(被相続人の甥姪まで)が各々の相続権を引き継いで相続人になります。